

(別表1)

**特定個人情報保護評価書 第三者点検 審査結果**  
(住民基本台帳に関する事務 全項目評価書)

| 評価書に記載された、取扱う特定個人情報<br>ファイル                                                               | 住民基本台帳<br>ファイル                                                                                 | 本人確認情報<br>ファイル | 送付先情報<br>ファイル |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------|
| <b>【適合性】</b>                                                                              | 特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。                                                 |                |               |
| (1) しきい値判断に誤りはないか。                                                                        | 対象人数は30万人以上である。(適合)                                                                            |                |               |
| (2) 適切な実施主体が実施しているか。                                                                      | 特定個人情報ファイルを保有する実施主体が実施している。(適合)                                                                |                |               |
| (3) 公表しない部分は適切な範囲か。                                                                       | 公表しない部分はない。(適合)                                                                                |                |               |
| (4) 適切な時期に実施しているか。                                                                        | システムの要件定義の終了までに実施している。(適合)                                                                     |                |               |
| (5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。                                        | 適切な方法(パブリックコメント)により意見を求め、得られた意見を考慮したうえで必要な見直しを行っている。(適合)                                       |                |               |
| (6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。                    | 求められる全ての項目について検討、記載している。(適合)                                                                   |                |               |
| <b>【妥当性】</b>                                                                              | 特定個人情報保護評価の内容は、特定個人情報保護評価指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。                                    |                |               |
| (7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。     | 事務分掌規則で規定された所管課で評価を実施している。(妥当)                                                                 |                |               |
| (8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。                           | 事務の記載内容は具体的であり、特定個人情報の流れも併せて記載している。(妥当)                                                        |                |               |
| (9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。  | 各ファイルとも特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、事務の実態に基づき特定している。(妥当)                                         |                |               |
| (10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。                                                  | 各ファイルとも特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。(妥当)                                                  |                |               |
| (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。 | 各ファイルとも記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、住民の信頼を確保できるものと認められる。ただし、附帯意見に留意願いたい。(妥当) |                |               |
| (12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。                       | 宣言は住民の信頼を確保できるものと認められる。(妥当)                                                                    |                |               |